

高松市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

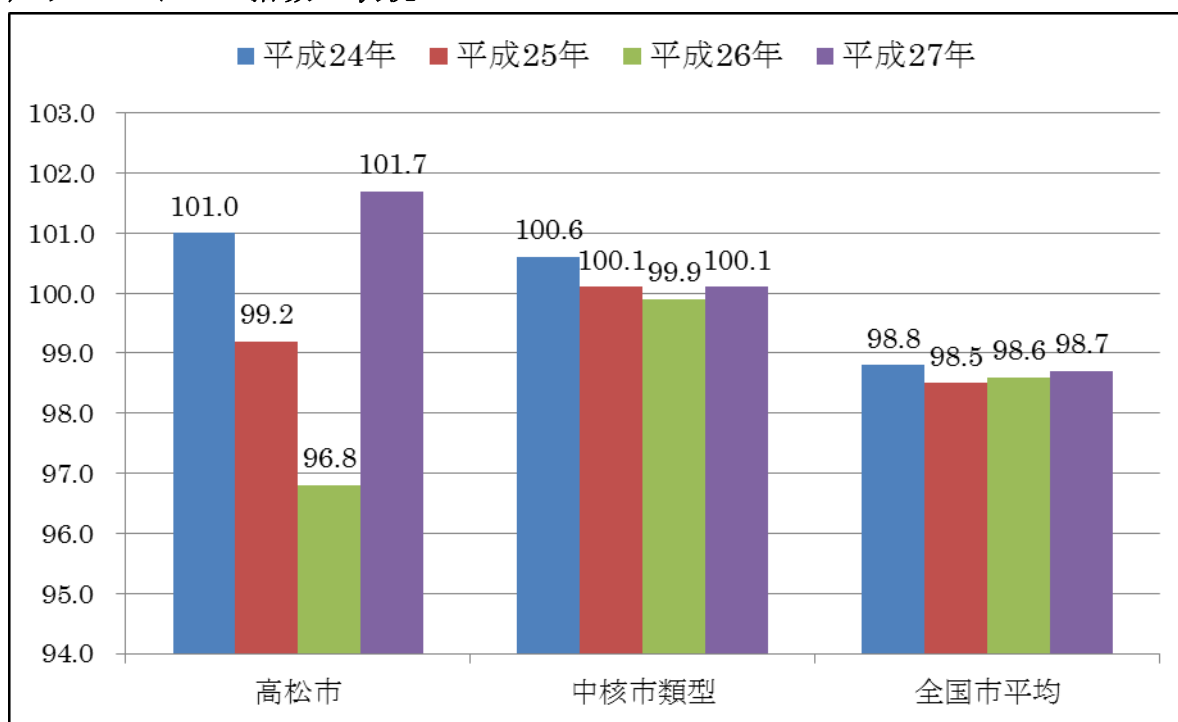
区 分	住民基本台帳人口 (27年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 25年度の人件費率
26年度	429,232 人	151,620,487 千円	3,798,459 千円	28,022,096 千円	18.5 %	18.8 %

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当 り給与費 B/A	(参考)中核市 平均一人当 り給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
26年度	2,804 人	10,860,477 千円	2,487,035 千円	4,223,631 千円	17,571,143 千円	6,266 千円	6,378 千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、26年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平

均したものである。

3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 27年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

独自の給与カットが平成26年12月で終了したためラスパイレス指数が上昇した。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層については、引下げ改定を行わない。激変緩和のため、平成30年3月31日までの間、経過措置（現給保障）を実施。他の給料表についても、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準6%に対し、高松市においても6%を支給。

（実施時期）平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を上げることとし、平成27年4月1日時点は4%、給与改定後は平成27年4月に遡及し5%を支給。

（参考）

	平成26年度 の支給割合	平成27年度の支給割合		見直し後の支 給割合 (H28.4.1)
		4月1日時点	遡及改定後	
国基準による支 給割合	3%	4%	5%	6%
高松市の支給割 合	3%	4%	5%	6%

③ その他の見直し内容

単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成28年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（27年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
高松市	43.3 歳	338,792 円	431,459 円	378,919 円
香川県	44.3 歳	338,047 円	418,205 円	366,320 円
国	43.5 歳	334,283 円	—	408,996 円
中核市	41.8 歳	323,570 円	420,468 円	369,585 円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料 月額	平均給与 月額(A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似 職種	平均年齢	平均給与 月額(B)	
高松市	49.1 歳	383 人	359,252	419,779	387,855	—	—	—	—
うち清掃職員	50.5 歳	132 人	370,796	465,031	403,179	廃棄物 処理業 従業員	44.9 歳	289,500 円	1.61
うち学校給食員	45.8 歳	135 人	341,274	379,949	368,095	調理士	40.6 歳	236,600 円	1.61
うち守衛	40.1 歳	4 人	339,300	419,148	369,137	守衛	60.0 歳	212,100 円	1.98
うち用務員	55.4 歳	36 人	377,708	411,198	403,068	用務員	54.6 歳	200,300 円	2.05
うち自動車運転手	52.5 歳	11 人	386,382	444,238	419,932	自家用 乗用自 動車運 転者	54.5 歳	216,800 円	2.05
うち その他 技能労務職	49.7 歳	65 人	359,565	411,258	385,070	—	—	—	—
香川県	52.8 歳	34 人	331,583 円	364,238 円	347,215 円	—	—	—	—
国	50.2 歳	2,994 人	289,141 円	— 円	328,318 円	—	—	—	—
中核市	48.1 歳	281 人	332,281 円	396,638 円	365,790 円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
高松市	6,697,775 円	— 円	—
うち清掃職員	7,331,127 円	3,952,300 円	1.85
うち学校給食員	6,102,132 円	3,166,400 円	1.93
うち守衛	6,575,991 円	3,089,000 円	2.13
うち用務員	6,684,017 円	2,774,400 円	2.41
うち自動車運転手	7,159,871 円	2,848,900 円	2.51
うち その他 技能労務職	6,579,025 円	— 円	—

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成24～26年の3ヵ年平均）。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である

③ 高等（特別支援、各種、専修）学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
高松市	45.4 歳	398,548 円	450,194 円
香川県	45.5 歳	392,805 円	443,242 円
中核市	46.1 歳	393,751 円	459,987 円

④ 小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
高松市	37.7 歳	313,938 円	390,568 円
香川県	44.5 歳	374,220 円	398,046 円
中核市	39.8 歳	318,304 円	370,977 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(27年4月1日現在)

区 分		高 松 市	香 川 県	国
一般行政職	大学卒	174,200 円	180,800 円	174,200 円
	高校卒	142,100 円	146,500 円	142,100 円
技能労務職	高校卒	146,925 円	135,400 円	—
	中学卒	— 円	127,700 円	—
高等学校教育職	大学卒	201,900 円	201,900 円	—
	高校卒	157,100 円	157,100 円	—
小・中学校(幼稚園)教育職	大学卒	174,200 円	201,900 円	—
	高校卒	142,100 円	157,100 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(27年4月1日現在)

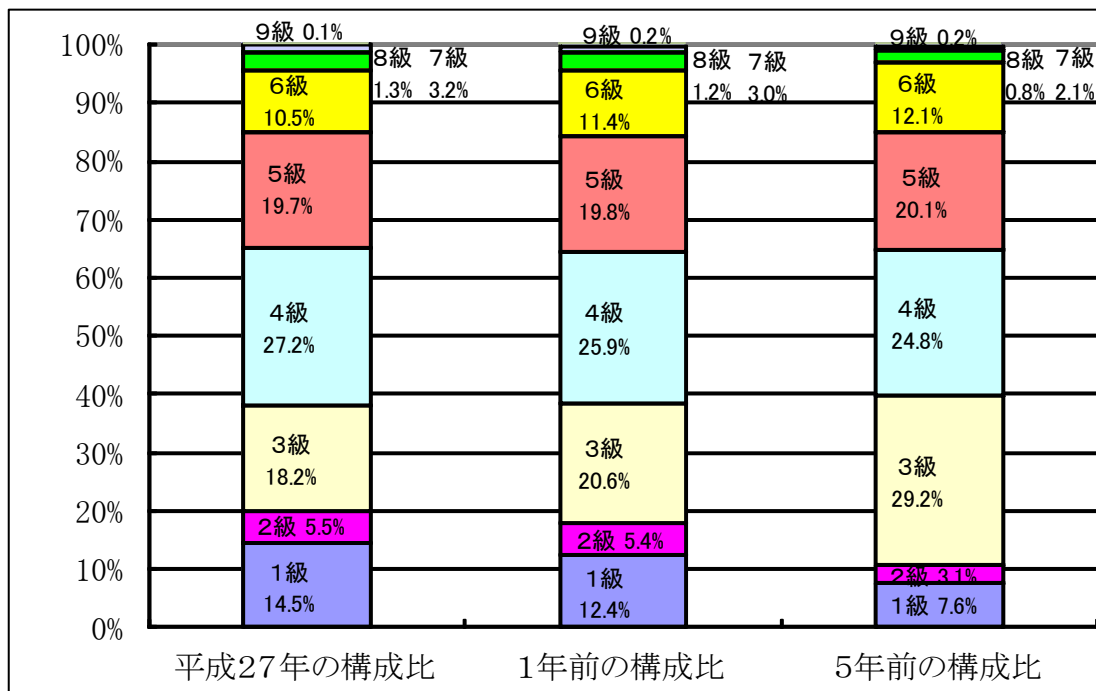
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	262,429 円	370,392 円	389,824 円	411,222 円
	高校卒	—	326,700 円	369,675 円	385,350 円
技能労務職	高校卒	200,600 円	312,044 円	325,071 円	377,300 円
	中学卒	—	311,150 円	320,608 円	366,880 円
高等学校教育職	大学卒	296,816 円	404,486 円	421,477 円	436,514 円
小・中学校(幼稚園)教育職	大学卒	287,850 円	395,133 円	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（27年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事、技師	183人	14.5%	137,600円	244,900円
2級	主事、技師	69人	5.5%	187,700円	301,900円
3級	係長、主任主事、主任技師	230人	18.2%	223,900円	347,700円
4級	係長、主任主事、主任技師	343人	27.2%	258,300円	391,200円
5級	課長補佐、副主幹	248人	19.7%	285,000円	397,700円
6級	課長、課長補佐	132人	10.5%	315,800円	408,900円
7級	局次長、課長	40人	3.2%	360,100円	447,800円
8級	局長、局次長	16人	1.3%	405,800円	475,800円
9級	局長	1人	0.1%	456,100円	525,200円

- (注) 1 高松市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

昇給については、昇給日前に所属長等が昇給の適否についての内申を行っており、その結果を昇給に反映させている。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

高 松 市	香 川 県	国
1人当たりの平均支給額(26年度) 1,549 千円	1人当たりの平均支給額(26年度) 1,659千円	—
(26年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.50月分 (1.45)月分 (0.70)月分	(26年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.50月分 (1.45)月分 (0.70)月分	(26年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.50月分 (1.45)月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

勤勉手当の成績率に係る勤務成績の評定を支給期ごとに実施しており、当該評定により「勤務成績がとくに劣る者」の成績率は100分の90としている。

(2) 退職手当（27年4月1日現在）

高 松 市	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 20.445月分 勤続25年 29.145月分 勤続35年 41.325月分 最高限度額 49.59月分 その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 2%～20%加算) 1人当たり平均支給額 4,950千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 20.445月分 勤続25年 29.145月分 勤続35年 41.325月分 最高限度額 49.59月分 その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 2%～45%加算) 27.405月分 34.5825月分 49.59月分 49.59月分 23,416千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（27年4月1日現在）

支給実績(26年度決算)	369,970千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	127,137円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
高松市(下記を除く)	4%	2,960人	4%
<医師・歯科医師>	15%	2人	15%
東京都(特別区)	18%	3人	18%
いわき市	0%	1人	
東松島市	0%	1人	
宮古市	0%	1人	
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)	101.7 (101.7)		

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(4) 特殊勤務手当 (26年4月1日現在)

支給実績 (26年度決算)		171,284千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (26年度決算)		111,950円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (26年度)		50.1%		
手当の種類 (手当数)		30		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (26年度決算)	左記職員に対する支給単価
税務事務職員手当	税務職	(1) 税務部長の職にある者又は納税課、市民税課若しくは資産税課に勤務する職員で市税の賦課徴収等に関する事務に従事したもの	16,709千円	1日につき500円
		(2) 前号に定める職員で市税の滞納処分に従事したもの又は納税課に勤務する職員(介護保険課、国保・高齢者医療課及びこども園運営課に兼務を命ぜられた者に限る。)で国税又は地方税の滞納処分の例により処分できる歳入の滞納処分に従事したもの	560千円	差押調書 1件につき200円
			0円	差押物件引揚 1件につき300円
自動車乗務職員手当	技能労務職 一般行政職 (2)のみ	(1) 財産活用課、こども園運営課、環境指導課、環境業務課、西部クリーンセンター、学校又は中央図書館に勤務する職員で、自動車の運転に従事するもの	2,498千円	月額4,400円
		(2) 地域政策課、長寿福祉課、環境指導課、環境業務課又は西部クリーンセンターに勤務する職員(特に市長が指定した職員に限る。)で、前号に定める職員に代って自動車の運転に従事するもの	2,046千円	月額4,400円
		(3) 環境指導課、環境業務課又は西部クリーンセンターに勤務する職員で大型・小型特殊自動車のうち、特に市長が指定する特殊自動車を1日につき4時間以上運転したもの	73千円	1日につき340円
		(4) 前号に定める特殊自動車に1日につき4時間以上同乗して作業に従事した職員	0円	1日につき340円
用地交渉等手当	一般行政職	土地の取得等又はこれに係る損失の補償のために行う交渉業務に従事した職員	14千円	1日につき650円
夜間業務手当	一般行政職 技能労務職	次のア又はイに掲げる職員(正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)である場合に限る。)で、当該深夜においてそれぞれア又はイに掲げる業務に従事したもの	259千円	1勤務につき780円(その勤務に含まれる深夜における勤務時間が2時間未満の場合は410円)
		ア 財産活用課に勤務する職員 守衛の業務		
		イ 西部クリーンセンターに勤務する職員 じんかいの焼却又は破砕の作業	1,807千円	1勤務につき1,100円(その勤務に含まれる深夜における勤務時間が2時間以上5時間以下の場合は730円、2時間未満の場合は410円)
交替制勤務手当	看護保健職	交替制勤務等に従事することにより、通常利用している交通機関を利用できない職員	0円	1回につき1,140円
公害防止等業務手当	一般行政職	環境指導課に勤務する職員で、現に使用されているし尿処理施設、ごみ処理施設、産業廃棄物処理施設又は浄化槽の立入検査に従事したもの又は直接騒音、振	86千円	1日につき270円

		動、大気の汚染、水質の汚濁、悪臭等の規制若しくは調査指導に従事したもの		
福祉事務従事職員手当	一般行政職 看護保健職	(1) 社会福祉主事（同心得を含む。）、身体障害者福祉司（同心得を含む。）若しくは知的障害者福祉司（同心得を含む。）の職にある者で直接社会福祉、身体障害者福祉若しくは知的障害者福祉の業務に従事するもの又は障がい福祉課に勤務する保健師で直接精神障害者福祉の業務に従事するもの (2) 行旅死病人の収容又は保護に従事する職員で、直接行旅死病人の収容又は保護の業務に従事したもの	18,347千円 0円	月額8,500円 行旅死亡人1体につき5,400円 行旅病人1件につき1,800円
保育業務従事手当	福祉職	保育所に勤務する保育士等で、保育業務に従事するもの	13,120千円	月額4,100円
薬剤等取扱手当	医療技術職	(1) 保健所に勤務する職員で、直接薬剤散布に従事したもの	189千円	1日につき450円
	技能労務職	(2) 保健所に勤務する職員で、有害物（労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第13条第1項第2号ヲに定める有害物をいう。以下この号において同じ。）を使用する検査、試験等に従事したもの又は有害物のガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所において立入検査に従事したもの	90千円	1日につき290円
斎場業務手当	一般行政職 技能労務職	(1) 市民やすらぎ課の斎場に勤務する職員で、直接火葬業務に従事したもの	4,710千円	1日につき2,500円
		(2) 市民やすらぎ課の斎場に勤務する職員で、火葬補助業務に従事したもの	114千円	1日につき250円
じんかい処理手当	一般行政職 技能労務職	(1) 市民やすらぎ課又は住宅課に勤務する職員で、直接じんかいの収集又は処分に従事したもの	10千円	1日につき960円
		(2) 環境指導課、環境業務課又は西部クリーンセンターに勤務する職員で、直接じんかいの収集又は処分に従事したもの（自動車の運転に従事した者を含む。）	32,231千円	1日につき1,260円
		(3) 南部クリーンセンター又は西部クリーンセンターに勤務する職員で、直接じんかいの焼却、破砕又は選別の作業に従事したもの	7,806千円	1日につき960円
汚物処理手当	一般行政職 技能労務職	衛生処理センターに勤務する職員で直接汚物処理に従事したもの	2,214千円	1日につき1,060円
危険手当	一般行政職 医師 医療技術職 看護保健職 技能労務職	(1) 保健所に勤務する職員で、直接レントゲン業務に従事するもの	57千円	月額4,800円
		(2) 保健所に勤務する職員で、理学療法又は作業療法の業務に従事するもの	85千円	月額3,600円
		(3) 保健所に勤務する職員で、歯科衛生の業務に従事するもの	38千円	月額3,200円
		(4) 保健所に勤務する職員で、病原微生物検査に従事したもの	0円	1日につき290円
		(5) 直接保健師の業務に従事する職員	2,508千円	月額3,000円
		(6) 感染症の病原体に汚染されている区域において行う患者の看護又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事した職員	175千円	1日につき290円
		(7) 前号に定める処理作業のうち消毒の作業に従事した職員	0円	1日につき400円
精神保健業務手当	看護保健職	(1) 保健所に勤務する職員で、精神保健指定医の診察の立会い又は入院のための患者の移送の業務に従事したもの	0円	1日につき290円
		(2) 保健所に勤務する保健師又は精神保健福祉相談員で、精神障害者の社会復帰に関する相談又は指導	64千円	1日につき290円

		の業務に従事したもの		
結核患者訪問手当	看護保健職	保健所に勤務する保健師で、結核患者の訪問指導の業務に従事したもの	43 千円	1 日につき 230 円
狂犬病予防等作業手当	医療技術職 技能労務職	(1) 保健所に勤務する職員で、犬、猫等の捕獲、引取り、収容又は処分の作業に従事したもの	526 千円	1 日につき 910 円
		(2) 保健所に勤務する職員で、前号の作業以外の狂犬病予防等に係る作業に従事したもの	17 千円	1 日につき 250 円
と畜検査業務手当	医療技術職	保健所に勤務すると畜検査員で、獣畜のとさつ又は解体の検査業務に従事するもの	914 千円	月額 18,600 円
中央卸売市場職員手当	一般行政職	中央卸売市場に勤務する職員で売買取引の管理業務に従事したもの		
		ア 正規の勤務時間による勤務として午前 5 時から従事した職員	158 千円	1 日につき 800 円
		イ 正規の勤務時間による勤務として午前 6 時から従事した職員	96 千円	1 日につき 600 円
高所・深所作業手当	一般行政職 技能労務職	地上若しくは水面上 10 メートル以上の足場の不安定な箇所又は地下若しくは水面下 4 メートル以上の深所で行う土木工事作業若しくはその監督又は検査の業務に従事した職員	1 千円	1 日につき 300 円
道路上作業手当	一般行政職 技能労務職	交通を遮断することなく行う道路の維持修繕作業に従事した職員	0 千円	1 日につき 300 円
建築主事手当	一般行政職	建築主事の職にある者で建築物の確認等の業務に従事したもの	175 千円	1 日につき 250 円
災害応急作業等手当	全職種	(1) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場において巡回監視の業務に従事した職員	171 千円	1 日につき 480 円 (日没から日出までの間において従事した場合はその額にその 100 分の 50 に相当する額を加算した額)
		(2) 異常な自然現象により重大な災害が発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所での応急作業又は応急作業のための災害状況の調査の業務に従事した職員	84 千円	1 日につき 730 円 (日没から日出までの間において従事した場合はその額にその 100 分の 50 に相当する額を加算した額)
消防業務手当	消防職	消防業務に従事する消防吏員(救急業務手当の項及び救助業務手当の項に定める者を除く。)	5,599 千円	月額 1,700 円
消防自動車乗務職員手当	消防職	(1) 大型免許を要する消防用自動車の運転に従事した消防吏員	454 千円	1 勤務につき 240 円
		(2) 普通免許を要する消防ポンプ自動車の運転に従事した消防吏員	1,260 千円	1 勤務につき 210 円
		(3) 普通免許を要する消防用自動車の運転に従事した消防吏員	2,593 千円	1 勤務につき 190 円
夜間特殊業務手当	消防職	交替制勤務者で、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務に従事した消防吏員		
		ア 深夜勤務が 5 時間以下のもの	27,598 千円	1 回につき 730 円
		イ 深夜勤務が 2 時間未満のもの	2,872 千円	1 回につき 410 円
救急業務手当	消防職	(1) 救急救命士の資格を有する消防吏員で、救急救命処置の業務に従事するもの	4,828 千円	月額 7,000 円
		(2) 救急業務に従事する消防吏員(前号に定める者を除く。)	3,488 千円	月額 3,400 円
救助業務手当	消防職	救助業務に従事する消防吏員	1,936 千円	月額 3,400 円
年末年始等勤務手当	全職種	(1) 年始(1 月 1 日から同月 3 日までをいう。以下同じ。)又は年末(12 月 29 日から同月 31 日までをいう。以下同じ。)に平常勤務の態様で勤務に従事した職員(消防吏員を除く。)	928 千円	1 日につき 5,300 円 (4 時間以下の場合 2,650 円)

		<p>ただし、環境指導課、環境業務課若しくは西部クリーンセンターに勤務し、直接じんかいの収集若しくは処分に従事した職員（自動車の運転に従事した者を含む。）、環境業務課、南部クリーンセンター若しくは西部クリーンセンターに勤務し、直接じんかいの焼却、破砕若しくは選別の作業に従事した職員又は衛生処理センターに勤務し、直接汚物処理に従事した職員</p> <p>(2) 年始又は年末に宿直勤務又は日直勤務に従事した職員</p> <p>ただし、前号ただし書に定める勤務場所において宿直勤務又は日直勤務に従事した職員</p> <p>(3) 年始又は年末に平常勤務の態様で勤務に従事した消防吏員</p> <p>(4) 年始後の3日間に平常勤務の態様で勤務に従事した職員で、環境指導課、環境業務課若しくは西部クリーンセンターに勤務し、直接じんかいの収集若しくは処分に従事したもの（自動車の運転に従事した者を含む。）又は環境業務課、南部クリーンセンター若しくは西部クリーンセンターに勤務し、直接じんかいの焼却、破砕若しくは選別の作業に従事したもの</p>	<p>1,012千円</p> <p>0円</p> <p>0円</p> <p>2,451千円</p> <p>1,265千円</p>	<p>1日につき8,400円（4時間以下の場合は4,200円）</p> <p>1夜又は1日につき5,300円（半夜又は半日（4時間以下）の場合は2,650円）</p> <p>1夜又は1日につき8,400円（半夜又は半日（4時間以下）の場合は4,200円）</p> <p>1日につき1,700円</p> <p>1日につき3,300円（4時間以下の場合は1,650円）</p>
教員特殊業務手当	主幹教諭、養護教諭等で給料表の1級、2級又は特2級のもの	<p>(1) 非常災害時の緊急業務</p> <p>ア 非常災害時における児童等の保護又は緊急の防災・復旧業務</p> <p>イ 児童等の負傷、疾病等に伴う救急業務</p> <p>ウ 児童等に対する緊急補導業務</p> <p>(2) 児童等引率指導業務（泊あり）</p> <p>(3) 週休日等に行う対外運動競技等の児童等引率指導業務</p> <p>(4) 週休日等の部活動指導業務</p> <p>(5) 週休日等の入学試験監督等業務</p>	<p>0円</p> <p>350千円</p> <p>830千円</p> <p>289千円</p> <p>1,714千円</p> <p>551千円</p> <p>1,295千円</p> <p>40千円</p>	<p>1日につき6,400円</p> <p>1日につき6,000円</p> <p>1日につき3,000円</p> <p>1日につき3,400円</p> <p>1日につき3,400円</p> <p>2時間以上 1日につき1,900円</p> <p>4時間以上 1日につき2,400円</p> <p>6時間以上 1日につき2,900円</p> <p>7時間45分以上 1日につき3,400円</p> <p>1日につき1,800円（半日程度900円）</p>
教育業務連絡指導手当	教務主任、学年主任、生徒指導主事等	教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言の業務	412千円	1日につき200円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成26年度決算）	1,053,802千円
職員1人当たり平均支給年額 （平成26年度）	345千円
支給実績（平成25年度決算）	997,963千円
職員1人当たり平均支給年額 （平成25年度）	328千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（26年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （26年度決算）	支給職員1人 当たり平均 支給年額 （26年度決算）
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうち、市長の定めるものに支給 ・属する職務の級及び区分に応じ定める額（定額）32,870～104,785円（特例措置による減額後）	異	国：31,700円～ 146,400円	249,123千円	650,451円
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 6,500円 ・配偶者がいない場合1人目 11,000円 ※満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの間にある子1人につき5,000円加算	同	—	323,144千円	222,245円
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、一定額を超える家賃を支払っている職員又は世帯主である職員に支給 【借家・借間居住者】 ・家賃23,000円以下 家賃-12,000円 ・家賃23,000円超55,000円以下 （家賃額-23,000円）×1/2+11,000円 ・家賃55,000円超 27,000円	同	—	171,688千円	273,825円
通勤手当	通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること 【公共交通機関等の利用者】 ・原則として、6か月定期券相当額（上限額なし） 【自動車等の使用者】 通勤のために自動車等の使用を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること 支給額：2,700円～30,700円	異 異	国：上限額55,000円 国：2,000円～ 24,500円	224,497千円	85,620円
初任給調整	医員の職等にある職員に、採用の日から	同	—	8,204千円	1,172,057円

手当	一定期間支給 ・職員の区分及び採用日以後の期間の区分に応じ306,000円以内				
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給 ・勤務1回につき6,400円 ほか	異	国:一般の宿日直勤務 1回につき4,200円	17千円	4,200円
管理職員 特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要により週 休日等に勤務した場合に支給 ・勤務1回につき6,000円～18,000円	同	—	21,513千円	69,174円
義務教育等 教員特別手当	高等学校、幼稚園に勤務する教育職員等 に支給 ・職員の区分に応じ職務の級、号級に 応ずる額			9,392千円	47,199円

5 特別職の報酬等の状況（27年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 長	1,110,000円	(参考) 中核市における最高/最低額
	副 市 長	897,000円	1,180,000円 / 850,000円
報 酬	議 長	727,000円	827,000円 / 588,000円
	副 議 長	647,000円	748,000円 / 529,000円
	議 員	608,000円	700,000円 / 510,000円
期 末 手 当	市 長	(26年度支給割合)	
	副 市 長	3.1月分	
退 職 手 当	議 長	(26年度支給割合)	
	副 議 長	3.1月分	
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副 市 長	111万円×勤続年数×500/100	22,200,000円 任期毎
	備 考	89.7万円×勤続年数×400/100	14,352,000円 任期毎

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

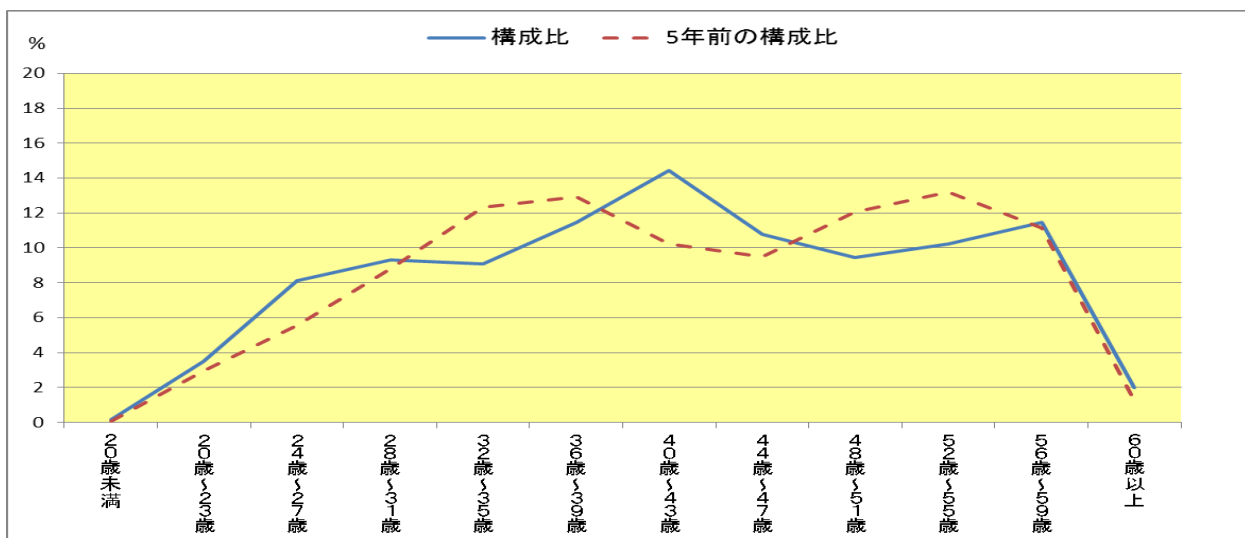
(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
			平成27年	平成26年		
普通会計部門	議会		19	19		事務の統廃合縮小(▲18)派遣終了(▲1)嘱託化(▲3)業務増(43)保育士、幼稚園教諭の身分統一に伴うもの(24)
	一般行政	総務	413	397	16	
		税務	126	128	▲2	
		民生	658	625	33	
		衛生	367	372	▲5	
	労働	1	1			
	農林水産	64	65	▲1		
	商工	30	33	▲3		
	土木	202	195	7		
	計		1,880	1,835	45	〈参考〉 人口1万人当たり職員数 43.79人 (中核市平均の人口1万人当たりの職員数) 43.64人
	教育部門		464	498	▲34	事務の統廃合縮小(▲10) 保育士、幼稚園教諭の身分統一に伴うもの(▲24)
	消防部門		471	471		
	小計		2,815	2,804	11	〈参考〉 人口1万人当たり職員数 65.58人 (中核市平均の人口1万人当たりの職員数) 61.12人
公営企業等部門	病院		436	457	▲21	事務の統廃合縮小(▲21)
	水道		192	187	5	
	交通		71	77	▲6	
	下水道		153	155	▲2	
	その他					
	小計		852	876	▲24	
合計			3,667	3,680	▲13	〈参考〉 人口1万人当たり職員数 85.42人
			[4,170]	[4,170]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(27年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 6	人 128	人 298	人 342	人 333	人 421	人 529	人 395	人 346	人 375	人 421	人 73	人 3,667

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	1,852	1,826	1,829	1,828	1,835	1,880	28(1.5%)
教育	535	516	526	505	498	464	▲71(13.2%)
消防	487	471	471	470	471	471	▲16(3.2%)
普通会計計	2,874	2,813	2,826	2,803	2,804	2,815	▲59(2.1%)
公営企業等会計計	902	879	869	864	876	852	▲50(5.5%)
総合計	3,776	3,692	3,695	3,667	3,680	3,667	▲109(2.8%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質 収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占める 職員給与費比率
26年度	千円 8,176,293	千円 337,339	千円 922,382	% 11.3	% 12.4

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 149,691千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
26年度	人 163	千円 660,447	千円 142,633	千円 268,993	千円 1,072,073	千円 6,577	千円 6,219

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成27年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業	43.1 歳	367,512 円	554,592 円
団体平均	44.9歳	348,021 円	517,229 円
事業者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

高松市（水道事業）	高松市（一般行政職等）
1人当たり平均支給額（26年度） 1,650千円	1人当たり平均支給額（26年度） 1,549千円
(26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.50月分 (1.45)月分 (0.70)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.50月分 (1.45)月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成27年4月1日現在）

高松市（水道事業）	高松市（一般行政職等）
(支給率) 自己都合 勸奨・定年	(支給率) 自己都合 勸奨・定年
勤続20年 20.445月分 27.405月分	勤続20年 20.445月分 27.405月分
勤続25年 29.145月分 34.5825月分	勤続25年 29.145月分 34.5825月分
勤続35年 41.325月分 49.59月分	勤続35年 41.325月分 49.59月分
最高限度額 49.59月分 49.59月分	最高限度額 49.59月分 49.59月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)

(退職時特別昇給 1人当たり平均支給額	— 千円	22,292千円	(退職時特別昇給 1人当たり平均支給額	— 千円	23,416千円
------------------------	---------	----------	------------------------	---------	----------

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(平成27年4月1日現在)

支給実績(26年度決算)		22,447千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)		137,712円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
高松市	4%	164人	4%
東京都(特別区)	18%	1人	18%

エ 特殊勤務手当(平成27年4月1日現在)

支給実績(26年度決算)		273千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)		11,375円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(26年度)		14.7%		
手当の種類(手当数)		1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(26年度決算)	左記職員に対する支給単価
非常招集手当	緊急用務処理のため招集に応じ、その業務に従事した職員	漏水修繕、浄水作業等	273千円	1回当たり3,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(26年度決算)	35,053千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	238千円
支給実績(25年度決算)	41,411千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	304千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(26年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(平成27年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(26年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)
管理職手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	11,509千円	719,340円
扶養手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	24,944千円	153,976円
住居手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	9,166千円	56,581円
通勤手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	14,638千円	89,803円
宿日直手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	3,539千円	21,846円
単身赴任手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	564千円	564,000円
管理職員特別勤務手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	955千円	56,176円

夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給 ・勤務1時間につき、 1時間あたりの給与額×25/100	同	同	4,849千円	173,197円
企業職員調整手当	業務ごとの困難又は責任の度合い、職務・職場等の特殊性により、給与月額の一部を支給	異	一般行政職にはない制度	14,695千円	99,966円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占める 職員給与費比率
26年度	千円 10,421,398	千円 98,483	千円 458,720	% 4.4	% 6.3

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 197,677千円を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
26年度	人 100	千円 396,841	千円 87,034	千円 160,442	千円 644,317	千円 6,443	千円 6,190

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成27年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
下水道事業	42.9歳	358,657円	543,911円
団体平均	43.9歳	346,189円	515,436円
事業者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

高松市 (下水道事業)	高松市 (一般行政職等)
1人当たり平均支給額 (26年度) 1,588千円	1人当たり平均支給額 (26年度) 1,549千円
(26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.50月分 (0.70)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.50月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (平成27年4月1日現在)

高松市 (水道事業)	高松市 (一般行政職等)
------------	--------------

(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	27.405月分	勤続20年	20.445月分	27.405月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	
(退職時特別昇給	—)		(退職時特別昇給	—)	
1人当たり平均支給額	-千円	24,014千円	1人当たり平均支給額	4,950千円	23,416千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(平成27年4月1日現在)

支給実績(26年度決算)		13,202千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)		130,714円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
高松市	4%	98人	4%

エ 特殊勤務手当(平成27年4月1日現在)

支給実績(26年度決算)		237千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)		7,645円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(26年度)		30.6%		
手当の種類(手当数)		1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(26年度決算)	左記職員に対する支給単価
非常招集手当	緊急用務処理のため招集に応じ、その業務に従事した職員	ポンプ場異常対応、降雨排水作業等	237千円	1回当たり3,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(26年度決算)	21,145千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	248千円
支給実績(25年度決算)	28,619千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	318千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(26年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(平成27年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(26年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)
管理職手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	10,371千円	648,232円
扶養手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	15,034千円	151,863円
住居手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	6,945千円	70,151円

通勤手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	8,343千円	82,606円
宿日直手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	2,656千円	26,297円
管理職員特別 勤務手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	757千円	47,312円
企業職員調整 手当	業務ごとの困難又は責任の度合い、職務・職場等の特殊性により、給与月額 ^の 零～5%を支給	異	一般行政職にはない制度	8,342千円	98,142円

(3) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質 収支	職員給与費 B	総費用に占 める 職員給与費 比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占め る職員給与費比率
26年度	千円 11,208,721	千円 △4,056,387	千円 3,366,099	% 30.0	% 44.3

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手 当	計 B		
26年度	人 428	千円 1,803,109	千円 832,998	千円 729,992	千円 3,366,099	千円 7,865	千円 6,789

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(27年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
病院事業	42.1歳	355,610円	506,832円
団体平均	40.3歳	324,118円	563,443円
事業者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

高松市(病院事業)	高松市(一般行政職等)
1人当たり平均支給額(26年度) 1,637千円	1人当たり平均支給額(26年度) 1,549千円
(26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.50月分 (1.45)月分 (0.70)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.50月分 (1.45)月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(27年4月1日現在)

高松市(病院事業)	高松市(一般行政職等)
(支給率) 自己都合 勸奨・定年	(支給率) 自己都合 勸奨・定年
勤続20年 20.445月分 27.405月分	勤続20年 20.445月分 27.405月分
勤続25年 29.145月分 34.5825月分	勤続25年 29.145月分 34.5825月分
勤続35年 41.325月分 49.59月分	勤続35年 41.325月分 49.59月分
最高限度額 49.59月分 49.59月分	最高限度額 49.59月分 49.59月分

その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～20%加算) (退職時特別昇給 —) 1人当たり平均支給額 1,745千円 22,413千円	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～20%加算) (退職時特別昇給 —) 1人当たり平均支給額 4,950千円 23,416千円
--	--

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当 (27年4月1日現在)

支給実績 (26年度決算)		92,136千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (26年度決算)		206,583円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
高松市 (下記を除く)	4%	394人	4%
<医師・歯科医師>	15%	42人	15%

エ 特殊勤務手当 (27年4月1日現在)

支給実績 (26年度決算)		149,128千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (26年度決算)		360,213円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (26年度)		92.4%		
手当の種類 (手当数)		11		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (26年度決算)	左記職員に対する支給単価
自動車乗務職員手当	技能労務職	市民病院塩江分院に勤務する職員で、自動車の運転に従事するもの	0千円	月額4,400円
用地交渉等手当	一般企業職	土地の取得等又はこれに係る損失の補償のために行う交渉業務に従事した職員	0千円	1日につき650円
交替制勤務手当	看護職	交替制勤務等に従事することにより、通常利用している交通機関を利用できない職員	0千円	1回につき1,140円
研究手当	医師	(1) 病院 (市民病院、市民病院塩江分院及び市民病院附属香川診療所をいう。以下同じ。) に勤務する医師又は歯科医師 ア 院長、所長、副院長、診療部長又は医長 イ 副医長又は医員 (2) 病院に勤務する医師又は歯科医師で次に定めるもの ア 市民病院長 イ 市民病院副院長、市民病院塩江分院院長又は市民病院附属香川診療所長 ウ 市民病院塩江分院副院長又は診療部長	51,112千円	月額10,000円から月額316,000円までの範囲内で管理者が定める額 月額10,000円前号に定める額に次の額を加給する。 月額80,000円 月額60,000円 月額50,000円
危険手当	全職種	(1) 病院に勤務する職員 (助産師、看護師及び准看護師並びに次号から第13号までに定める者を除く。) (2) 病院に勤務する栄養士、調理職員又は精神病棟若しくは感染症病室に勤務する用務職員 (3) 病院に勤務する職員で、薬剤業務に従事するもの (4) 病院に勤務する職員で、細菌検査	5,394千円	月額2,600円 月額2,900円 月額3,900円 月額4,800円

		<p>に従事するもの</p> <p>(5) 病院に勤務する職員で、直接レントゲン業務に従事するもの</p> <p>(6) 病院に勤務する医師（次号に定める者を除く。）又は歯科医師</p> <p>(7) 病院に勤務する精神科又は放射線科の医師</p> <p>(8) 病院に勤務する看護師で、感染症病室、精神科又は放射線科に勤務するもの</p> <p>(9) 病院の精神科に勤務する職員で、心理検査に従事するもの</p> <p>(10) 病院に勤務する職員で、理学療法又は作業療法の業務に従事するもの</p> <p>(11) 病院に勤務する職員で、臨床工学の業務に従事するもの</p> <p>(12) 病院に勤務する職員で、歯科衛生の業務に従事するもの</p> <p>(13) 病院に勤務する職員で、あん摩、マッサージ若しくは指圧、視機能訓練又は言語聴覚訓練の業務に従事するもの</p> <p>(14) 病院に勤務する看護師又は臨床検査技師で、死体の解剖補助作業に従事したもの</p> <p>(15) 感染症の病原体に汚染されている区域において行う患者の看護又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事した職員</p> <p>(16) 前号に定める処理作業のうち消毒の作業に従事した職員</p>		<p>月額4,800円</p> <p>月額2,600円</p> <p>月額4,800円</p> <p>月額2,000円</p> <p>月額4,300円</p> <p>月額3,600円</p> <p>月額3,600円</p> <p>月額3,200円</p> <p>月額2,900円</p> <p>死体1体につき400円</p> <p>1日につき290円</p> <p>1日につき400円</p>
診療手当	医師 看護職	<p>(1) 病院に勤務する医師又は歯科医師</p> <p>ア 医長</p> <p>イ 副医長</p> <p>ウ 医員</p> <p>(2) 市民病院の産科に勤務する医師又は助産師で、正規の勤務時間（就業規則第31条又は第32条の規定の適用がある場合を除く。）以外（以下「正規の勤務時間以外」という。）に分べんの業務に従事したもの</p> <p>ア 医師</p> <p>イ 助産師</p> <p>(3) 病院に勤務する医師（管理職手当の支給を受けている者に限る。）で、宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた時間において1時間以上の診療業務に従事したもの及び正規の勤務時間以外に市民病院附属香川診療所において1時間以上の診療業務に従事したもの</p> <p>ア 診療業務に従事した時間（以下「診療時間」という。）が1時間以上2時間未満である場合</p> <p>イ 診療時間が2時間以上4時間未満である場合</p> <p>ウ 診療時間が4時間以上6時間</p>	23,223千円	<p>月額40,000円</p> <p>月額32,000円</p> <p>月額27,000円</p> <p>1件につき10,000円</p> <p>1件につき5,000円</p> <p>1回につき6,000円</p> <p>1回につき12,000円</p> <p>1回につき</p>

		<p>未満である場合</p> <p>エ 診療時間が6時間以上である場合</p> <p>(4) 病院に勤務する医師で、救急患者(救急車等による外来患者をいう。以下同じ。)に対処するために自宅等で待機し、当該待機の時間中に救急患者に対処するために呼出しを受け、診療業務に従事したもの</p> <p>(5) 市民病院に勤務する医師で、正規の勤務時間以外に全身麻酔の業務に従事したもの</p> <p>(6) 病院に勤務する医師で、病院と公的医療機関等(医療法(昭和23年法律第205号)第31条に規定する公的医療機関又は地方公共団体その他管理者が認める団体をいう。以下同じ。)との間においてあらかじめ締結した協定に基づき、正規の勤務時間中において当該公的医療機関等から依頼のあった診療の応援業務に従事したもの</p> <p>(7) 病院に勤務する医師で、病院相互間において行われる診療の応援業務に従事したもの</p>		<p>18,000円</p> <p>1回につき24,000円 1件につき10,000円 (30分以下の場合は、5,000円)</p> <p>1件につき5,000円</p> <p>1日につき10,000円 (3時間未満の場合は、6,000円)</p> <p>1日につき5,000円</p>
待機手当	医師 看護職 医療技術職	<p>病院に勤務する医師(産科、婦人科及び麻酔科の医師に限る。)又はその他の職員(診療放射線技師、臨床検査技師、薬剤師、助産師及び市民病院の手術室又は6病棟に勤務する看護師に限る。)で、救急患者に対処するため、正規の勤務時間以外において自宅等での待機の態勢を命ぜられたもの</p> <p>ア 午後5時15分から翌日の午前8時30分まで待機した職員(市民病院の6病棟に勤務する看護師を除く。以下この項アにおいて同じ。)又は週休日、休日若しくはこれに相当する日に午前8時30分から午後5時15分まで待機した職員</p> <p>イ 午後7時15分から翌日の午前8時30分まで待機した職員(手術室に勤務する看護師でアの規定の適用を受けないものに限る。)</p> <p>ウ 午前零時45分から午前7時まで待機した職員(市民病院の6病棟に勤務する看護師又は助産師(アの規定の適用を受けない者に限る。))に限る。)</p>	7,839千円	<p>1回につき3,000円</p> <p>1回につき2,600円</p> <p>1回につき1,200円</p>
夜間看護等 手当	看護職	<p>(1) 病院に勤務する看護師又は管理者がこれに準ずると認める職員(いずれも正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜である場合に限る。)で、当該深夜において看護等の業務に従事したもの</p> <p>ア 当該正規の勤務時間が深夜の全部を含むものである場合</p> <p>イ 当該正規の勤務時間が深夜の一部を含むものである場合</p>	55,896千円	<p>1回につき6,200円</p>

		(ア) 深夜における勤務時間が4時間以上のとき (イ) 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満のとき (ウ) 深夜における勤務時間が2時間未満のとき (2) 病院に勤務する職員(看護師及び前号の職員を除くものとし、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜である場合に限る。)で、当該深夜において看護補助の業務に従事したもの		1回につき 3,300円 1回につき 2,900円 1回につき 2,000円 1回につき 3,500円
災害応急作業等手当	全職種	(1) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場において巡回監視の業務に従事した職員 (2) 異常な自然現象により重大な災害が発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所で応急作業又は応急作業のための災害状況の調査の業務に従事した職員	0千円	1日につき 480円 (日没から日出までの間において従事した場合はその額にその100分の50に相当する額を加算した額) 1日につき730円 (日没から日出までの間において従事した場合はその額にその100分の50に相当する額を加算した額)
年末年始等勤務手当	全職種	(1) 年始(1月1日から同月3日まで。以下同じ。)又は年末(12月29日から同月31日までをいう。以下同じ。)に平常勤務の態様で勤務に従事した職員 ただし、病院に勤務し、直接病棟用務に従事した用務職員又は直接調理業務に従事した調理職員 (2) 年始又は年末に宿直勤務又は日直勤務に従事した職員 ただし、前号ただし書に定める勤務場所において宿直勤務又は日直勤務に従事した職員	4,138千円	1日につき 5,300円(4時間以下の場合 は2,650円) 1日につき 8,400円(4時間以下の場合 は4,200円) 1夜又は1日につき5,300円 (半夜又は半日(4時間以下)の場合 は2,650円) 1夜又は1日につき8,400円 (半夜又は半日(4時間以下)の場合 は4,200円)
輪番業務従事手当	医師	病院に勤務する医師で、病院群輪番制による二次救急業務に従事したもの	1,070千円	1回につき 10,000円(4時間以下の場合

				は5,000円)
--	--	--	--	----------

オ 時間外勤務手当

支給実績（26年度決算）	233,058 千円
職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	623 千円
支給実績（25年度決算）	238,830 千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	654 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（26年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当 り平均支給年額 (26年度決算)
管理職手当	一般行政職の制度と同じ	同じ	同じ	41,441千円	753,473 円
扶養手当	一般行政職の制度と同じ	同じ	同じ	39,017千円	207,537 円
住居手当	一般行政職の制度と同じ	同じ	同じ	26,270千円	268,061 円
通勤手当	一般行政職の制度と同じ	同じ	同じ	35,337千円	87,037 円
宿日直手当	一般行政職の制度と同じ	同じ	同じ	42,716千円	435,878 円
単身赴任手当	一般行政職の制度と同じ	同じ	同じ	322千円	161,000 円
管理職員特別勤 務手当	一般行政職の制度と同じ	同じ	同じ	534千円	44,500 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給 ・勤務1時間につき、 1時間あたりの給与額×25/100	同じ	同じ	38,010千円	189,104 円
初任給調整手当	一般行政職の制度と同じ	同じ	同じ	139,123千円	2,839,245 円